

堺市歯科口腔保健推進計画（第2次）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
<p>■学童期・思春期 歯と口の大切さを学び生かすために(P18～P20)</p>		
1	<p>小学生のころ、歯のポスターを描いたり赤染による歯ブラシの指導がありました。現在、自分の子どもが同じ小学校へ通っていますが、そのような指導はありません。</p> <p>歯の健康に興味を持つような取り組みが必要だと思えます。</p> <p>今、口内崩壊というネット記事をよく見かけます。「歯ブラシをしないと、歯を大事にしないとこうなるよ。食べれなくなるよ」と脅すとまではいなくても、むし歯だらけの実際の写真を児童に見せてもよいと考えています。</p>	<p>学童期・思春期は、成人期以降の自立した健康づくりへとつながる移行期間です。</p> <p>そのため、自立した生活習慣を身につけるための健康教育や保健指導の機会を増やすことが大切と考えております。</p> <p>学校や保健センターなどが連携し、歯みがき方法や歯間部清掃用具の使い方、歯科検診の必要性について情報提供を行ってまいります。</p>
<p>■成人期 歯と口の健康を保ち全身の健康を維持するために(P21～P23)</p>		
2	<p>計画には喫煙・タバコ対策、禁煙指導、受動喫煙などが述べられています。受動喫煙は歯周病、歯肉炎・むし歯・歯喪失、口内炎や舌がん、食道がんなどと因果関係があります。</p>	<p>本計画の関連計画であり、健康増進法に基づく計画である健康さかい21(第2次)2019年-2023年(案)では、健康増進法の一部改正に合わせて、受動喫煙対策の取り組みを強化して策定を進めております。</p>
3	<p>費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策を重点施策にすることが大事で、この重点施策を抜きに、歯科と口腔保健は充分とはなりにくく、84%を超える非喫煙の市民・府民の健康を守るためにも必須であると思えます。</p>	<p>本計画においても、健康さかい21(第2次)2019年-2023年(案)との調和を保ちながら、歯科口腔保健の視点から、喫煙や受動喫煙の影響に関する情報提供に取り組んでまいります。</p>
<p>■その他のご意見</p>		
4	<p>歯科・口腔保健を含め、抜本的な健康寿命の延伸、8020運動の実効性のためにも、具体的施策の重点施策の一つに、中長期計画として、全面禁煙の「大阪府受動喫煙防止条例」の早期の制定が必要で、府とも連携して実現をよろしく願います。</p>	<p>現在、大阪府受動喫煙防止条例の制定について、大阪府が中心となり検討しております。いただいたご意見を参考に、引き続き、大阪府と協議してまいります。</p>
5	<p>「大阪府受動喫煙防止条例」については、堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)」2019-2023計画(案)のパブコメで意見・提案をお送りしました。</p>	

提出された意見は、適宜、要約しています。